

岐阜県公報

第二千七百七十七号
平成二十一年八月二十八日

(金曜日)

目次

告示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

(法務・情報公開課) 五六五

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

土壌汚染対策法に基づき特定有害物質によって汚染されている区域の指定

救急医療施設の委嘱

ふ化業者の登録

保安林に指定する予定である旨の通知

落札者等に関する公示

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

保安林に指定する予定である旨の通知

市街地再開発組合の事業計画変更認可

(税務課) 五六八

(環境生活政策課) 五六八

(同) 五六八

(商業流通課) 五六八

(治山課) 五六九

(街路公園課) 五六九

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示(平成十七年岐阜県告示第二百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年度の実施する試験から適用する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

別表一歯科技工士試験の項中「歯技士」を「歯技士」に改める。

岐阜県告示第五十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
太平洋産業株式会社	梅村民雄	大垣市静里町一五七番地の	平成二一・七・三一

岐阜県告示第五百一十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害

物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定する区域

関市平賀町一丁目六一番三、六三番二、七〇番、七一番一、七三番四、七八番一、七八番四、七九番、八〇番一、八一番二、八二番二、八二番三、八二番四及び八四番並びに六三番二先で構成される土地の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

岐阜県告示第五百十二号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十一年八月十七日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所在地 有効期限
郡上市民病院 郡上市八幡町島谷二二六番地 平成二四・八・一六

岐阜県告示第五百十三号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次の者を岐阜県ふ化業者登録簿に登録したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
二二一ノ一	平成二十一年八月一日	株式会社後藤孵卵場 代表取締役社長 日比野 義人 岐阜市西野町七丁目北町一三番地	株式会社後藤孵卵場 岐阜市西野町七丁目北町一三番地
二二一ノ二	平成二十一年八月一日	白木孵卵場 白木 敏雄 岐阜市門屋門五八番地	白木孵卵場 岐阜市門屋門五八番地
二二一ノ三	平成二十一年八月一日	株式会社山本養鶏孵卵場 代表取締役 山本 満祥 美濃加茂市古井町下古井二五四番地	株式会社山本養鶏孵卵場 加茂野孵卵場 美濃加茂市加茂野町鷹之巣一八四〇
二二一ノ四	平成二十一年八月一日	株式会社ケン・コーポレイション 代表取締役 渡邊 周治 岐阜市折立二九六番地一	株式会社ケン・コーポレイション ハイデオ事業カンパニー 佐野孵卵場 岐阜市佐野字南山八三九
			株式会社ケン・コーポレイション 大東孵卵場 岩手県一関市大東町大原字堰の上二四 株式会社ケン・コーポレイション 福崎孵卵場 兵庫県神崎郡福崎町西治一一〇一一七

岐阜県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市葛原字神有七九八の一、七九八の二、七九九の一、八〇六の一から八〇六の六まで、八〇七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字高字林谷二一〇五の三、一一〇七、一一〇八、一一五一から一一五三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲神原字水掛一三五三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 税務事務情報管理システム機器等の賃貸借及び保守業務委託（16年度導入分） 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第2号該当
 - 4 契約の相手方を決定した日 平成21年7月30日
 - 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市神田町7丁目12番地十六ウーエ株式会社
代表取締役 小里 孝
 - 6 契約金額 143,008,845円
 - 7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地
 - (1) 部門の名称 岐阜県総務部総務課
 - (2) 所在地 岐阜市鼓田南2丁目1番1号
- 特定非営利活動法人の設立認証申請
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
- 平成二十一年八月二十八日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 申請のあった年月日 平成二十一年八月十日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人笠松を語り継ぐ会
- 三 代表者の氏名 高橋 恒美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡笠松町東陽町三六番地の四
- 五 定款に記載された目的 この法人は、笠松および周辺の地域住民に対して、地域の歴史・伝統・文化を掘り起こして啓発し、「温故知新」をスローガンにした取り組みによって、地域の人がちが郷土に誇りを持ち、それによって郷土に活力を生み出すことを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年八月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ住民福祉研究会
- 三 代表者の氏名 浅野 満
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町狐穴七一九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、福祉に携わる人及び要援助者に対し、福祉教育や地域福祉に関する事業を行い、住民福祉サービスの発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年八月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古田肇

一 届出年月日

平成二十一年八月十二日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー垂井店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称)ゲンキー垂井店

(変更後) ゲンキー垂井店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年八月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古田肇

一 届出年月日

平成二十一年八月十二日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー垂井店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 二箇所

(変更後) 三箇所

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定による通知について、相手方の所在が不明であるので、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を本県市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古田肇

一 森林所有者の登記簿上の住所及び氏名

愛知県尾西市起字堤町一三四番地 浅野恵子

二 通知の要旨

平成二十一年八月二十一日付け岐阜県告示第四百九十八号のとおり、森林が保安林に指定される予定である。

市街地再開発組合の事業計画変更認可

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更の認可をしたので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十一年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称
問屋町西部南街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十年一月八日から
平成二十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地
岐阜市問屋町二丁目一九番地五
- 五 設立認可の年月日
平成二十年一月八日
- 六 変更の内容
設計の概要、資金計画及び添付資料(事業計画書において表示するとおり)
- 七 変更認可の年月日
平成二十一年八月二十八日

平成二十一年八月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社